



受講の手引き

第11期（2019年度第1回）
喀痰吸引等研修(第一号・第二号)

一般教育訓練制度指定講座

(指定番号：100631420010)

※必ずよくお読みください※



社会福祉法人 ほたか会

介護研修センター

〒371-0034 前橋市昭和町三丁目12番21号
TEL:027-212-5020 FAX:027-212-5562

1. 開講初日について

(1) 日 時 ◎2019年4月10日(水) 午前9時30分～午後4時50分
9:30～10:00 開講式(オリエンテーション)
10:10～16:50 「人間と社会」「保健医療制度とチーム医療」他

(2) 場 所 社会福祉法人ほたか会 介護研修センター 2階研修室
〒371-0034 前橋市昭和町三丁目12番21号 TEL027-212-5020
(場所、駐車場については別紙地図を参照して下さい)

(3) 持ち物 印鑑、筆記用具、上履き、受講の手引き、お弁当(お弁当の注文が可能です)
※ テキストは当日配布いたします。

2. 研修会場について

(1) 『講義』・『演習』: 介護研修センター
(2) 『実地研修』: 自施設(自施設以外で受ける場合は実地研修費がかかります。)

3. 出席について

(1) 受講生は、受講日の定刻10分前までには着席するようにして下さい。
(2) 遅刻または休む場合には必ず連絡をして下さい(所定の届出書に記入していただきます)。
(3) 机の上に各自ネームプレートが用意してありますので、必ず胸に付けて研修に臨んで下さい。
講義終了後には、ネームプレートは机の上に戻して下さい。

4. 提出物について

(1) 個人情報に関する誓約書(開講日初日にお渡しします)
(2) 施設実習後のふりかえり(レポート)を提出していただきます。こちらは、修了の条件の一つとなります。また、講義内容の充実の為、講義のアンケートをお願いしていますので、ご協力をお願いいたします。

5. 昼食について

(1) 昼食は各自持参して下さい(お弁当の注文が可能です)
(2) 縦列駐車のため、途中車での外出が大変困難となりますので、出来るだけ朝のうちに用意してきて下さい。
(3) お弁当を注文する場合には、午前9時までに、申込書に押印(署名)して下さい。
お弁当代410円は昼食時、お弁当と引き換えでお支払い下さい。

6. 受講料及び筆記再試験受験料、免除科目と減免額について

(1) a 受講料 75,600円(消費税(5,600円)・テキスト代含む)
b 介護福祉士実務者研修(医療的ケア)修了者で、当センターにて、演習のみ行う場合
12,960円(税込) ※テキストご希望の方へは実費にて販売致します。
(2) 再試験受験料 筆記試験が不合格で、**再試験を行う場合 2,160円(消費税160円含)**
(3) 実地研修費 第一号研修 75,600円(税込)
第二号研修 43,200円(税込)
自施設で行う場合は無料

(4) 免除科目

①「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知)に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者。
(免除対象: 演習および実地研修のうち、「口腔内の喀痰吸引のみ」)

- ② 養成施設等の教育課程において医療的ケアの科目を修了している者
(免除対象：基本研修または実地研修(上記研修において修了した行為に限る)もしくはその両方)
- ③ 平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行
 業（不特定多数の者対象）」の研修（平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員による
 たんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者
(免除対象：基本研修・実地研修（上記研修において修了した行為に限る）)
- ④ 平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業に基づく研修（平成 23 年
 10 月 6 日老発第 1006 号第 1 号 厚生労働省老健局長通知）を修了した者
**(免除対象：基本研修（筆記試験に合格した者に限る）・演習・実地研修（上記研修において修
 了した行為に限る）)**
※詳しい内容につきましては、お問合せください。

7. 補講について

欠席・遅刻・早退は原則として認めません。

- (1) やむを得ず欠席又は遅刻・早退をする場合は必ず事前に事務局に連絡して下さい。
- (2) 遅刻・早退・欠席があった場合には、当該科目の修了は認めないものとし、受講決定から
 2 年以内に行われる次回研修時に補講を受講していただきます。
- ※ 補講は、当法人主催の研修で無料で受講できますが、補講定員を超えた場合は外部で補講を
 受けていただくことがあり、当研修センターの規定を超えた場合は有料になります。

8. 修了評価について

講義（その補講を含む）全てを履修後に、修了試験・演習を受けていただきます。
 その後、実地研修先より、実地研修指導看護師等からの評価結果をふまえて修了評価を行います。
 ※ 実地研修を含め、2 年以内に全日程を履修しなければ修了者と認められません。

9. 修了証明書の交付について

承認が得られたら、**A4 サイズの『修了証明書』**を郵送いたします。

- ***留意事項** 実際にたんの吸引等の特定行為を行うためには、当センターからの、修了証書受領後、
 「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けるため、群馬県に申請を行う必要があ
 ります。
 「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた介護職員等が、たんの吸引等の 医
 療的ケアを行う事業者は、別途群馬県に「登録特定行為事業者」としての登録申請が
 必要です。

10. 守秘義務

- (1) 当法人では、皆様の個人的な情報を研修中並びに修了後についても他へ漏らすことの無いよう、
 守秘義務を徹底いたします。
- (2) 受講生の皆様も、受講生同士、または実習先の職員、及び利用者の個人的秘密を知ることが
 あっても決して他に漏らすことの無いよう注意してください。

11. 研修日程

- (1) 講義・演習予定日
- | | |
|------|---|
| 講 義 | 4/10、4/24、5/8、5/22、6/5、6/19、7/10、
7/24 |
| 筆記試験 | 8/7 |
| 演 習 | 8/21、9/11、9/25 |

12. 一般教育訓練給付制度について

- (1) 本講座は、一般教育訓練給付制度の指定講座となっております。受講開始日において、
- ①雇用保険の一般被保険者である方のうち、支給要件期間が3年以上ある方（ただし、初回に限り、支給要件期間が1年以上でも受給可能）
 - ②一般被保険者でない方のうち一般被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が3年以上ある方（受給資格の有無につきましては、ハローワークにお問い合わせ下さい）
- (2) 支給申請手続は、本講座修了後、ご本人の住所を管轄するハローワークに、所定の書類を持参し提出をして頂きます。また、申請時に当法人発行の領収証が必要になります。
- (3) 申請を希望する方は、「一般教育訓練給付支給申請希望者」リストにご氏名を記入して下さい。「一般教育訓練給付の支給申請手続きについて」をお渡しし、最終日の終了試験後にご説明いたします。

13. 自立支援教育訓練給付金について

- (1) 母子家庭の母か父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が本講座を受講し、修了した場合、市または、町村（窓口は県）に申請していただくと、後日経費の一部が支給されます。

※ただし、申込み前に申請が必要となる場合がございます。

対象者は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

(2) 対象者（要件）

- ①児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあること
- ②雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- ③就業経験、技能、資格の所得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められること他

14. 事業所内託児所（コフレ）について

子育て中の方も安心して受講していただけるように、未就学児に限り、施設内にある託児所を利用することができます。

事前提出書類がありますのでお問い合わせください。

15. その他

当手引き記載の注意事項のほか、当研修センターからの諸注意に従わない場合、あるいは、受講態度が不良で引き続き改善が見込まれない場合は、当研修センターの判断において、受講継続をお断りすることがございます。

16. 災害時情報および緊急時連絡先について

※大雪や台風などによる災害時、固定電話が一部不通になることに備え、研修実施情報や緊急時連絡先を当法人ホームページにて掲載いたしますので、ご確認ください。

HP アドレス <https://www.hotakakai.or.jp> または「社会福祉法人ほたか会」を検索

17. その他受講中の注意点

- ・研修会場内は全面禁煙とさせていただきます。（所定された場所での喫煙をお願い致します）
- ・研修受講中の金銭や貴重品の管理、紛失や、駐車場内の事故に関しては、当センターは一切の責任を負いませんので、ご了承ください。（貴重品一時保管室も設置しております）
- ・他受講者への「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」や、他受講生への迷惑行為は禁止させて頂いておりますので、ご承知ください。
- ・その他の注意事項に関しては、当センター長が別に定めさせていただきます。
- ・当研修センターは、AM8：30 に開錠いたします。